

令和6年6月

お客様 各位

飯能信用金庫

定期預金（４年・５年・７年・１０年）の取扱開始に伴う規定集改定

当金庫は、各種定期預金規定集を下記のとおり令和６年６月１７日（月）より改定します。
なお、改定後の規定は改正前よりお取引されているお客さまにも適用させていただきます。

１．対象となる規定

- （１）自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）
- （２）自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）
- （３）自由金利型定期預金規定（大口定期）
- （４）自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

２．主な改正内容

自由金利型定期預金の中途解約利率に４年、５年、７年、１０年を追加

３．各種新旧対照表（別紙参照）

- （１）自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）
- （２）自動継続自由金利型定期預金（Ｍ型）規定（スーパー定期）
- （３）自由金利型定期預金規定（大口定期）
- （４）自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）

以上

自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

（下線部分が改正箇所）

改正前	改正後
2. （利息） （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息の計算は、6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、この預金のうち、単利型で預入日の2年後の応当日から預入日の<u>3年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①～②（省略） （2）（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>6か月未満</u> 解約日における普通預金の利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×50% C. 1年以上3年未満 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>6か月未満</u> 解約日における普通預金利率 B. 6か月以上1年未満 約定利率×40% C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50% D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60% E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70% F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90% （追加）	2. （利息） （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息の計算は、6か月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、この預金のうち、単利型で預入日の2年後の応当日から預入日の<u>10年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①～②（省略） （2）（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>1年未満</u> 解約日における普通預金の利率 B. 1年以上<u>3年未満</u> 約定利率×<u>30%</u>（削除） ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上4年未満 約定利率×40% ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上3年未満 約定利率×30% C. 3年以上5年未満 約定利率×60% ④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上3年未満 約定利率×20% C. 3年以上4年未満 約定利率×40% D. 4年以上7年未満 約定利率×70% ⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上3年未満 約定利率×10% C. 3年以上4年未満 約定利率×30%

改正前	改正後
(4) (省略) 以 上 令和1年10月	D. 4年以上5年未満 約定利率×50% E. 5年以上6年未満 約定利率×70% F. 6年以上10年未満 約定利率×90% ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの 預金の場合 A. 3年未満 解約日における普通預金利率 B. 3年以上4年未満 約定利率×20% C. 4年以上5年未満 約定利率×40% D. 5年以上6年未満 約定利率×50% E. 6年以上7年未満 約定利率×60% F. 7年以上8年未満 約定利率×70% G. 8年以上9年未満 約定利率×80% H. 9年以上10年未満 約定利率×90% (4) (省略) 以 上 令和6年6月

自動継続自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期）

（下線部分が改正箇所）

改正前	改正後
2.（利息） （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（継続後の預金については、上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息の計算は、6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。 ただし、この預金のうち、単利型で預入日の2年後の応当日から預入日の<u>3年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①～②（省略） （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ①～②（省略） ③ 単利型で預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の<u>3年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ④（省略） （3）（省略） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>6か月未満</u> 解約日における普通預金の利率 B. <u>6か月以上1年未満</u> 約定利率×50% C. <u>1年以上3年未満</u> 約定利率×70% ② 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>6か月未満</u> 解約日における普通預金利率 B. <u>6か月以上1年未満</u> 約定利率×40% C. <u>1年以上1年6か月未満</u> 約定利率×50% D. <u>1年6か月以上2年未満</u> 約定利率×60% E. <u>2年以上2年6か月未満</u> 約定利率×70% F. <u>2年6か月以上3年未満</u> 約定利率×90% （追加）	2.（利息） （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（継続後の預金については、上記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。 なお、この預金のうち複利型のこの預金の利息の計算は、6か月複利の方法で計算し、満期日にこの預金とともに支払います。 ただし、この預金のうち、単利型で預入日の2年後の応当日から預入日の<u>10年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①～②（省略） （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ①～②（省略） ③ 単利型で預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の<u>10年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ④（省略） （3）（省略） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数について、次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。なお、この預金のうち、複利型のこの預金の利息計算は、6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>1年未満</u> 解約日における普通預金の利率 B. <u>1年以上3年未満</u> 約定利率×30% （削除） ② 預入日の3年後の応当日から預入日の4年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. <u>2年未満</u> 解約日における普通預金利率 B. <u>2年以上4年未満</u> 約定利率×40% （削除） ③ 預入日の4年後の応当日から預入日の5年後

改正前	改正後
	の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上3年未満 約定利率×30% C. 3年以上5年未満 約定利率×60% ④ 預入日の5年後の応当日から預入日の7年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上3年未満 約定利率×20% C. 3年以上4年未満 約定利率×40% D. 4年以上7年未満 約定利率×70% ⑤ 預入日の7年後の応当日から預入日の10年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合 A. 2年未満 解約日における普通預金利率 B. 2年以上3年未満 約定利率×10% C. 3年以上4年未満 約定利率×30% D. 4年以上5年未満 約定利率×50% E. 5年以上6年未満 約定利率×70% F. 6年以上10年未満 約定利率×90% ⑥ 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 A. 3年未満 解約日における普通預金利率 B. 3年以上4年未満 約定利率×20% C. 4年以上5年未満 約定利率×40% D. 5年以上6年未満 約定利率×50% E. 6年以上7年未満 約定利率×60% F. 7年以上8年未満 約定利率×70% G. 8年以上9年未満 約定利率×80% H. 9年以上10年未満 約定利率×90%
(5) (省略)	(5) (省略)
以 上	以 上
令和1年10月	令和6年6月

自由金利型定期預金規定（大口定期） 新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改正前	改正後
2.（利息） （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①～②（省略） （2）（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0％を下回るときは0％とします。）のうち、最も低い利率 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率 — 約定利率×30％ C. 約定利率 — $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 （追加） ②（省略） （4）（省略） 以 上 令和1年10月	2.（利息） （1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ①～②（省略） （2）（省略） （3）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切り捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0％を下回るときは0％とします。）のうち、最も低い利率 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率 — 約定利率×30％ C. 約定利率 — $\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 <u>例：残存期間が6か月未満の時・・・3か月ものの約定利率</u> <u>残存期間が3年未満のとき・・・2年ものの約定利率</u> <u>残存期間が7年未満のとき・・・5年ものの約定利率</u> ②（省略） （4）（省略） 以 上 令和6年6月

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期）新旧対照表

（下線部分が改正箇所）

改正前	改正後
2.（利息） （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の<u>3年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。 （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ② 預入日の2年後の応当日から預入日の<u>3年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。 （3）（省略） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のう	2.（利息） （1）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、2.（1）および（2）において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書表面または、通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.（2）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の<u>10年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によります。 ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書表面または、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。 ② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は満期日に支払います。 （2）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。 ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ② 預入日の2年後の応当日から預入日の<u>10年後</u>の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取の場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書または通帳とともに当店に提出してください。 （3）（省略） （4）この預金を定期預金共通規定第3条第1項および第3条第5項・第3条第6項の規定により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）について次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。 ① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のう

改正前	改正後
ち最も低い利率 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率　－　約定利率×30% C. 約定利率　－　$\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 (追加) ② (省略) (5) (省略) 以上 <u>令和1年10月</u>	ち最も低い利率 A. 解約日における普通預金の利率 B. 約定利率　－　約定利率×30% C. 約定利率　－　$\frac{\text{基準利率}-\text{約定利率}}{\text{預入日数}} \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})$ なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書表面または、通帳記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率をいいます。 <u>例：残存期間が6か月未満の時・・・3か月ものの約定利率</u> <u>残存期間が3年未満のとき・・・2年ものの約定利率</u> <u>残存期間が7年未満のとき・・・5年ものの約定利率</u> ② (省略) (5) (省略) 以上 <u>令和6年6月</u>